

# 埼玉県北部構想区域

## 区域対応方針

令和 6 年 ○月 策定

## 【1. 構想区域のグランドデザイン】

急速な高齢化を見据え、地域医療の充実による安心と活気にあふれた高齢社会の実現

## 【2. 現状と課題】

### ① 構想区域の現状及び課題

#### ◆ 救急医療体制

- ・小児二次救急の受入れが可能な医療機関が2医療機関と少なく、担当医の恒久的な確保が課題となっている。
- ・北部（西）圏域において、群馬県への救急搬送割合が33.5%（令和5年。（東）圏域は2.4%）と高率になっている。

#### ◆ 小児周産期医療

- ・北部区域は、小児周産期医療の機能が不足していることから、平時及び災害時の医療提供体制の構築を図る必要がある。

#### ◆ 医療機能分化・連携

- ・圏域内で回復期リハビリテーション病床を持つ病院は、3病院と少なく、急性期病院で治療が終わった患者の回復期機能病院への円滑な転院が課題である。また、大規模感染症や大規模災害が発生した場合の隣接県との協力体制の構築や、地域での病院・診療所間の機能分担、協力体制の在り方についても今後検討が必要と考える。

- ・県内でも特に高齢化が進展する地域のため、心疾患や糖尿病等といった高齢者に多い疾病を有する患者さんの受け皿のほか、複数の疾患有する（心疾患や糖尿病のあるがん患者など）患者の受け皿を圏域で確保していく必要がある。

#### ◆ 在宅医療

- ・今後、増大する在宅医療需要に対応するため、地域の在宅医療関係機関同士の連携強化のための仕組みづくりが課題である。

#### ◆ 医師、看護師等医療人材の不足

- ・看護師が揃えられない等の理由により、圏域内病院で令和4年度一般病床の利用率が21.5%（圏域平均68.6%）と極めて低いところがある。

### ② 構想区域の年度目標（医政地発0331第1号令和5年3月31日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」）

- ・医療機関対応方針に基づく協議

### ③ これまでの地域医療構想の取組について

- ・医療機関対応方針の協議・検証
- ・圏域別フェイスシートの作成・検証
- ・定量的な基準による病床機能報告データ分析結果に基づく協議
- ・病床・外来機能報告結果に基づく協議
- ・紹介受診重点医療機関に係る協議
- ・非稼働病棟を有する医療機関の今後の方向性の協議

### ④ 地域医療構想の進捗状況の検証方法（地域医療構想調整会議の進め方やデータ分析方法等）

- ・各年度の病床機能報告の結果と2025年の医療需要と病床の必要量との比較検証
- ・定量的な基準による病床機能報告データ分析結果と2025年の医療需要と病床の必要量との比較検証
- ・圏域別フェイスシート（データ集含む）を用いた圏域内課題の共有及び検証
- ・医療機関対応方針の協議・検証

⑤ 地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法（地域医療構想に係る取組内容、進捗状況の検証結果等）

- ・地域医療構想調整会議における議論の状況の公表
- ・策定された医療機関対応方針の県ホームページ上における公表
- ・各年度の病床・外来機能報告結果の県ホームページ上における公表
- ・各年度の定量的な基準による病床機能報告データ分析結果の県ホームページ上における公表
- ・紹介受診重点医療機関の協議結果等の県ホームページ上における公表

#### ⑥各時点の機能別病床数

	2015年 病床数	2023年度 病床機能報告 (A)	2025年の 予定病床数 (B) ※	2025年 病床数の必要量 (C)	差し引き (C)-(A)	差し引き (C)-(B)
高度急性期	410	420	420	327	▲93	▲93
急性期	2,155	1,871	1,994	1,258	▲613	▲736
回復期	238	411	411	1,066	655	655
慢性期	985	1,060	1,167	791	▲269	▲376

※ 病床機能報告における「2025年7月1日時点における病床の整備の予定」として報告された病床数の合計又は各医療機関における対応方針の予定病床数の合計

#### 【3. 今後の対応方針】※2を踏まえた具体的な方針について記載

##### ① 構想区域における対応方針

- ・小児二次救急病院の安定的な運営
- ・小児周産期医療の体制整備
- ・群馬県との医療連携の深化と救急医療に係る補助
- ・病院機能と診療所機能を有効に発揮できる地域医療提供体制の在り方の検討
- ・回復期リハビリテーション病床の不足への対応
- ・医療・看護・介護における連携強化
- ・医師・看護師等の人材確保
- ・未稼働病床について、不足する病床への転換等の方策の検討

##### ② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

- ・小児二次救急病院の安定的な運営を図るため、小児科医の育成・確保につながる臨床研修プログラムを整備する。
- ・小児周産期医療の体制整備を図るため、北部区域の小児周産期医療の課題に対する対応策を検討する新たな協議の場を立ち上げる。
- ・群馬県との医療連携を深めるため、群馬県との定例的な会議の設置とともに国等の動向を注視していく。また、救急医療に係る県を跨ぐ補助制度の充実を図る。併せて、病院機能と診療所機能を有効に発揮できる地域医療提供体制の在り方についても、関係者間の合意のもと検討していく必要性がある。
- ・圏域では県内他圏域と比較して回復期リハビリテーション病床が不足しているため、他機能から回復期リハビリテーション病床に転換する際の支援の拡充、好事例の紹介等整備促進を図る。
- ・増大する在宅医療等への需要に対し、ICT等を活用し医療・看護・介護における連携強化を図る。

- ・医師・看護師等の人材確保について、最重要事項として引き続き永続的かつ充実した取り組みを進めていく。

③ 必要量との乖離に対する取組

- ・引き続き、各年度の病床機能報告の結果及び定量的な基準による病床機能報告データ分析結果と2025年の医療需要と病床の必要量との比較による充足状況の検証を行う。

④ 3. ②及び③による取組の結果、想定される2025年の予定病床数

	2025年の 予定病床数 ( 時点)
高度急性期	420
急性期	1,994
回復期	411
慢性期	1,167

【4. 具体的な計画】 ※【3. 今後の対応方針】を踏まえた具体的な工程等について記載

	取組内容	到達目標
2024年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域別フェイスシートを用いた圏域内課題の共有及び検証</li> <li>・医療機関対応方針の協議・検証</li> <li>・病床・外来機能報告結果に基づく協議</li> <li>・病床機能報告定量基準分析結果に基づく協議</li> <li>・地域医療構想におけるアンケート調査結果に基づく協議</li> <li>・紹介受診重点医療機関に係る協議等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関対応方針に基づく取組</li> <li>・圏域における課題の共有</li> <li>・次期地域医療構想に向けた協議</li> </ul>
2025年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域別フェイスシートを用いた圏域内課題の共有及び検証</li> <li>・医療機関対応方針の協議・検証</li> <li>・病床・外来機能報告結果に基づく協議</li> <li>・病床機能報告定量基準分析結果に基づく協議</li> <li>・紹介受診重点医療機関に係る協議等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関対応方針に基づく取組</li> <li>・圏域における課題の共有</li> <li>・次期地域医療構想に向けた協議</li> </ul>